ハ　ロの母子家庭高等職業訓練促進給付金に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）第六条の九の二に規定する資格を取得するため、その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した後も引き続き母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号の養成機関において修業する者であること。

ニ　その者を母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものと、その者の法第四十一条の八第一項第五号に掲げる給付金の請求をする日が属する月を母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十八条第一項第一号に規定する請求月と、それぞれみなしたならば同項各号のいずれかに該当する者であること。

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第二項に規定する配偶者のない男子で次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　前号イに掲げる要件

ロ　その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した日の前日が属する月において父子家庭高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の十において準用する同法第三十一条第二号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。ハにおいて同じ。）の支給を受けていた者であること。

ハ　ロの父子家庭高等職業訓練促進給付金に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第六条の十七の七第二項において準用する同令第六条の九の二に規定する資格を取得するため、その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した後も引き続き母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の十において準用する同法第三十一条第二号の養成機関において修業する者であること。

ニ　その者を母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものと、その者の法第四十一条の八第一項第五号に掲げる給付金の請求をする日が属する月を母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十一条の九第二項において準用する同令第二十八条第一項第一号に規定する請求月と、それぞれみなしたならば同項各号のいずれかに該当する者であること。

15　法第四十一条の八第一項第五号に規定する財務省令で定める給付金は、令和八年度の予算における母子家庭等対策費補助金を財源の一部として都道府県、市町村（町村にあつては、福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村に限る。第二十項において同じ。）又は特別区から給付される給付金とする。

第十九条の十の二（見出しを含む。）中「令和七年分」を「令和八年分」に改める。

第十九条の十の二の二第一項中「第四十一条の十七第四項」を「第四十一条の十七第三項」に改め、同項第四号中「、第三項又は第五項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「第四十一条の十七第四項」を「第四十一条の十七第三項」に改める。

第十九条の十の五第十四項第二号イ(2)中「学生等」を「学生」に改める。

第十九条の十の六第八項第一号ホ(2)及びヘ(2)中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第十七項」を「第二十六条の二十八の五第十八項」に改め、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十九項」を「第二十六条の二十八の五第二十六項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第二十一項」を「第二十六条の二十八の五第二十二項」に改め、同条第五項中「第二十六条の二十八の五第二十三項」を「第二十六条の二十八の五第三十項」に改め、同条第六項中「第二十六条の二十八の五第二十五項」を「第二十六条の二十八の五第三十二項」に改め、同条第七項中「第二十六条の二十八の五第二十六項」を「第二十六条の二十八の五第三十三項」に改め、同条第八項中「第二十六条の二十八の五第二十七項」を「第二十六条の二十八の五第三十四項」に、「第四十一条の十九の三第十五項」を「第四十一条の十九の三第二十三項」に改め、同条第十項中「第四十一条の十九の三第十九項」を「第四十一条の十九の三第二十四項」に改め、同条第十一項中「第二十六条の二十八の五第四項」を「第二十六条の二十八の五第五項」に改め、同項第三号ロ中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改め、同項第四号ロ中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十二項」に改め、同項第七号ロ中「第二十六条の二十八の五第十四項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に改め、同条第十二項中「第四十一条の十九の三第十九項」を「第四十一条の十九の三第二十七項」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十八の五第三項第三号イ又はロ」を「第二十六条第一項第一号又は第二号」に、「以上」を「以上（法第四十一条の十九の三第十項から第十六項までの規定の適用を受ける場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その者が法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人（以下この号において「特定個人」という。）に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　その者が法第四十一条の十九の三第一項に規定する要介護認定（ロにおいて「要介護認定」という。）又は同項に規定する要支援認定（ロにおいて「要支援認定」という。）を受けている者に該当する特定個人として同項の規定の適用を受ける場合　その者の介護保険の被保険者証の写し

ロ　その者が要介護認定又は要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に該当する特定個人として法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受ける場合　当該親族の介護保険の被保険者証の写し

第十九条の十一の三第十二項第六号中「第十八条の二十一第八項第一号ヲ(1)」を「第十八条の二十一第八項第一号ヌ」に、「、第十八条の二十一第八項第一号ヌ」を「、第十八条の二十一第八項第一号ヲ」に改める。

第十九条の十一の四第一項中「第四十一条の十九の四第五項」を「第四十一条の十九の四第六項」に改め、同項第一号中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第十項第三号」に改め、同項第四号中「第四十一条第六項第三号」に改め、同条第二項中「第四十一条の十九の四第五項」を「第四十一条の十九の四第六項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十九の四第五項」を「第四十一条の十九の四第六項」に改め、同項第一号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　その家屋が令和十年一月一日以後に法第四十一条の十九の四第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第五項に規定する認定住宅等に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋に係る同項に規定する確認を受けた時において当該家屋の建築をする土地の全部が同項に規定する災害危険区域等（ハにおいて「災害危険区域等」という。）外にあつたことを明らかにする書類（その家屋が災害危険区域等内において新築をされたものである場合において、当該家屋（当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、同項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない同項に規定する災害危険区域内にある当該家屋にあつては、同項に規定する勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。）が法第四十一条第二十七項に規定する特定建替えにより新築されたものであることにより法第四十一条の十九の四第五項本文の規定の適用を受けなかつたときにおける当該家屋であるときにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋が当該特定建替えにより新築されたものであることを明らかにする書類）